法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十八において単に「撤収」という。）の日	［略］	法第七十七条の二の規定による命令が解除された日（次項において単に「解除された日」という。）
前条第二項	［略］	［略］

（津波防災地域づくりに関する法律の特例に関する手続）

第八十八条の十四　［略］

2・3　［略］

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の特例に関する手続）

第八十八条の十五　法第百十五条の二十五第一項の規定により読み替えられた海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十条第一項の規定により行う通知は、別表第二十四によるものとする。

2　前項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十五第二項の規定により当該通知を受けた国土交通大臣が促進区域内海域の利用又は保全上必要な意見を述べた場合には、当該意見を尊重するものとする。

3　第一項の通知に係る自衛隊の部隊等の長は、法第百十五条の二十五第一項に規定する行為をするに当たつては、災害の発生の防止、公共の安全の確保等に努めるものとする。

（通知の手続の特例）

第八十八条の十六　第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第二項及び第五項、第八十八条の六第一項及び第二項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十一第一項、第八十八条の十二第一項、第八十八条の十三第一項、第八十八条の十四第一項並びに前条第一項に規定する通知については、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭又は電信、電話若しくは電子メールによることができる。

2　［略］

法第七十六条第二項又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条第十一項後段の規定による撤収（次項及び第八十八条の十七において単に「撤収」という。）の日	［同上］	法第七十七条の二の規定による命令が解除された日（次項において単に「解除された日」という。）
第八十六条の二十九第二項	［同上］	［同上］

（津波防災地域づくりに関する法律の特例に関する手続）

第八十八条の十四　［同上］

2・3　［同上］

［条を加える。］

（通知の手続の特例）

第八十八条の十五　第八十八条の三第一項、第八十八条の四第一項、第八十八条の五第二項及び第五項、第八十八条の六第一項及び第二項、第八十八条の七第一項、第八十八条の八第一項、第八十八条の九第一項、第八十八条の十一第一項、第八十八条の十二第一項、第八十八条の十三第一項並びに第八十八条の十四第一項に規定する通知については、文書によつては速やかに行うことができない場合には、口頭又は電信、電話若しくは電子メールによることができる。

2　［同上］